

論 文 内 容 要 旨

Autopsy Findings Involving Murderous Intent: Comparison
between Positive and Negative Murderous Intent Cases in
Japan

(殺意と関連した解剖所見：日本における殺意認定事例と殺
意非認定事例の比較)

Hiroshima Journal of Medical Science 66(4): 123-127,
2017.

指導教員：長尾 正崇 教授
(医歯薬保健学研究科 法医学)

江崎 治朗

「殺意」の有無は、刑事裁判においてきわめて重要な要素である。刑法犯の成立には、(i) 実行行為、(ii) 結果の発生、(iii) 因果関係が存在し、かつ犯人が(i)–(iii)の流れを犯行時に「認識・認容」していること(以下、(iv) 構成要件的故意という。)が必要となる。

たとえば「甲が、殺意をもってナイフを乙に刺入し、乙を殺害した」という事件の場合、「甲がナイフを乙に刺入すること」が(i) 実行行為、「乙が死亡したこと」が(ii) 結果の発生に相当し、「甲によって形成された創傷が死因と考えられる」という法医学的解釈」が(iii) 因果関係に相当し、かつ「甲が『ナイフを乙に刺入し殺害しよう(もしくは死んでもかまわない)』と考えていた事実が存在すること」が(iv) 構成要件的故意に相当する。このような事件の場合、構成要件的故意は「殺意」を意味する。殺意がなかったと認定された場合には、殺人罪(刑法 199 条; 死刑又は無期若しくは五年以上の懲役)は成立せず、傷害致死罪(刑法 205 条; 三年以上の有期懲役)の限度で処断されることになるため、殺意の認定は被告人にとり大変重要な要素といえる。しかし、国内外において、これまで司法解剖における損傷の部位や程度と殺意認定の有無について統計学的に調べた研究は存在しない。

そこで、我々は 2009 年 6 月から 2011 年 5 月までに広島大学法医学教室において司法解剖に付された事件のうち、判決文が入手可能であった司法解剖事例(22 例)について、解剖所見が記載された鑑定書と当該事件の刑事裁判の判決文とを突合し、殺意認定群(殺人罪の事例 n = 12)と殺意非認定群(傷害致死罪 n = 10、保護責任者遺棄致死罪 n = 1)における損傷の部位や程度について比較した。

具体的には、解剖学的部位は、人が認識しうる範囲を目安とし、① 頭部、② 顔面、③ 頸部、④ 胸腹部、⑤ 上肢、⑥ 下肢の 6 部位とした。また、損傷の種類は、① 変色斑、② 点状出血点群、③ 凝血の膠着・血色素浸潤、④ 咳開創、⑤ 表皮剥脱、⑥ 切痕、⑦ 陳旧性瘢痕の 7 種類とした。したがって、1 回の外力の作用で、①-⑥複数の所見を呈することがある。法医が解剖書を記録する際、特に微少な損傷についてはその厳密な創傷個数を判定することが困難であることもあり、「十数個」や「数条」などの表現を用いることが多い。「複数個」は「2 個」、「数個」は「3 個」、「散見」は「5 個」、「多数」は「10 個」、「十数個」は「13 個」、「数十個」は「30 個」、「全域」は「50 個」と数值に置き換えて統計解析に用いることとした。また個数以外の表記については、外力は何回作用したかに着目して算定した。たとえば「断線上に配列」という記載は、その配列自体が外力の作用回数と考え、1 個と算定することになる。さらに、鼠径部や頸静脈部の注射瘢痕など、搬送後治療時に生じたと思われるものは損傷の対象から除外した。

その結果、損傷の数が1～2カ所であったとしても、損傷が体幹部に存在する刺創の場合は、殺意が認定される傾向にあった。一方で、損傷の数が多数に及んでも、損傷が四肢に存在する打撲傷や点状出血の場合は、殺意が認定されない傾向があった。また、殺意認定群では、殺意非認定群に比べ、成傷器が銃器を用いた事例が統計学的に有意に高かった。

殺意の概念については、国ごとに異なるため、本研究結果を諸外国でそのまま当てはめることは慎重であるべきものの、殺意認定群と殺意非認定群において司法解剖における損傷の部位や程度を比較する研究手法は、殺意認定のメルクマールの考察として一定の有用性があると考えられた。